

2006 年 7 月 12 日

東京都教育委員会 御中

化学物質過敏症の児童・生徒の教育に関する要望書 - その 2

私共は化学物質過敏症（CS）の児童・生徒を持つ保護者と支援の団体です。現在、学校生活において子ども達は多くの困難に遭っております。化学物質過敏症（CS）の児童・生徒が無事に通学できるよう、又無事卒業できるようにご配慮をお願いいたしたく要望いたします。なお、今回は事例データを集めましたので、それを添付して再度要望いたします。2005 年 12 月 1 日付けで提出した要望書についても、引き続き実行に向けて前進していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 「都立学校における室内化学物質対策の手引き」には、既に発症した児童・生徒への対応についての記述がありません。「手引き」中に追加するか、別に対応マニュアルを作成して下さい。

埼玉県「県立学校のシックスクール問題対応マニュアル」の中の、「化学物質に過敏に反応する児童生徒等への配慮」「シックスクール問題に関する Q & A」のような、詳しい対応マニュアルを作成して下さい。

今回提出する事例データを見ていただければ分かるように、自治体、学校、管理者、担当教諭・職員によって対応がまったく異なります。CS 児童・生徒と保護者は毎年毎年、「理解していただける管理者・先生に当たる“クジ”を引くようなもの」という経験を繰り返し、右往左往しているのが現状です。学校長・副校長・教諭・職員が変わる度に、また一から説明して適切な対応を何度もお願いしなければならないのが現状なのです。

どうか、このような負担が減って、どの児童・生徒もどこの学校でも同じように適切な対応を受けられるよう、CS 児童・生徒への対応の基本となるマニュアルを作成してください。

2. 上記対応マニュアル作成に際しては、CS 児童・生徒の保護者の意見を聞いて下さい。

3. 教職員への CS についての研修を、定期的に行って周知・徹底させてください。

対応マニュアルができたとしても、それを実際に使うのは現場の管理者、教諭、職員で

す。きちんとした対応をするよう、毎年研修をする体制をつくってください。

マニュアルが出来るまでの間も、学校の管理者、教諭、養護教諭、職員に化学物質対策の研修・啓発をお願い致します。CSの症状には個人差が大きく、反応するものも症状も様々ですので、個々にきめ細かい配慮が必要です。そのため、関係者の理解が不可欠です。

以上

化学物質過敏症の児童・生徒をもつ保護者有志：8名

アレルギーを持つ人のひまわりの会 代表 石井淳香（新宿区）

化学物質問題市民研究会 代表 藤原寿和

連絡先：化学物質問題市民研究会 担当 事務局長 安間 節子

〒136-0071 東京都江東区亀戸 7-10-1 Z ビル 4階 TEL/FAX 03-5836-4358

緊急連絡先 TEL 045-364-3123（安間）

E-mail： syasuma@tc4.so-net.ne.jp

<http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/>